

「学校いじめ防止基本方針」

大分東明高等学校

1. 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまで、国や各地域、学校において、様々な取り組みが行われてきた。

しかしながら、いじめの認知件数自体は、増加傾向にあり、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ水準で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもの救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である。」、「いじめほどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ちそれぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

本校では、「意志あるところに道あり」の校訓のもと、「人間力の涵養と学習力の育成」を教育目標にした教育活動を実践してきている。東明5つの約束（師弟同行）「挨拶」「制服」「始業終業」「清掃」「整理整頓」を旨とし、東明高校生としての自覚と誇りを基盤に据えて、相手を思いやる真心と自身の慎みの心をもって、時・場所・状況に応じて行動や感情をコントロールし、その場合に適切と思われるあいさつ・行動のやり方によって体現する動作・態度・言葉を常時、意識し実践する独自のマナー規範：「東明スタイル」を定着させ、「東明文化」として校内外での確立を目指すこととしている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

よって、本校の基本方針は、前述の基本理念を踏まえて、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの諸問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取り組みとその点検、各局面での実施状況の継続的な検証を行うものとする。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめ側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下の内容が考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手を妬み引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

(5) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあつては、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

3. いじめ防止の指導態勢・組織的対応

(1) 日常の指導態勢

いじめを未然に防止し、または、早期に発見するための日常の指導体制

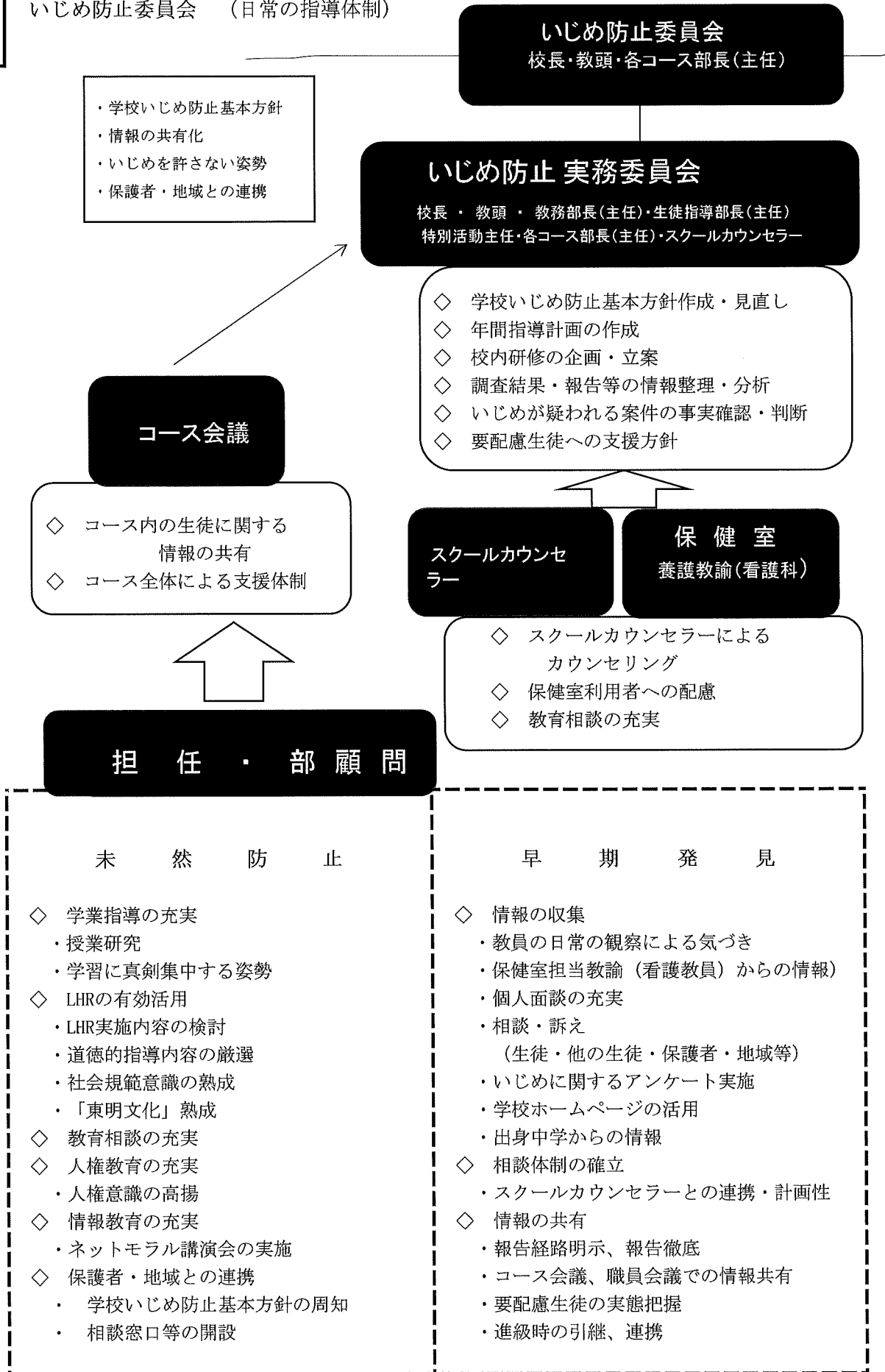
資料1 いじめ防止委員会 ※別紙

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組み

資料2 いじめ対策委員会 ※別紙 【重大事態を含む】

いじめ防止委員会 (日常の指導体制)



4. いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルームにおける望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実（全校一斉清掃ボランティア活動：7月、12月）

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4月、9月、1月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・人権学実施（6月、9月、1月）

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

資料3 いじめ防止のための年間計画表 ※別紙

5. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。

生徒の言動に留意するとともに何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン 資料4

(3) 教室・家庭でのサイン 資料5

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（4月、9月、1月）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、11月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・用配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6. いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は、懲戒（指導措置）を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが、大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、「学校は全力を尽くす」という決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじている生徒の保護者に対して

- ・事実を把握したら、速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるということを意識する。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう、教員として努力していくこと、そのためには、保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば、報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

～教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある～

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・県私学振興・青少年課などの関係機関と連携し、解決を目指す。

(6. いじめへの対応：続き)

(4) 関係機関との連携

いじめは、学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①県私学振興・青少年課との連携

- ・関係生徒への支援・指導
- ・保護者への対応方法
- ・関係機関との連絡調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる。
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは ※犯罪行為である

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の人物になりすまし、社会的信用を失うような行為をする。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

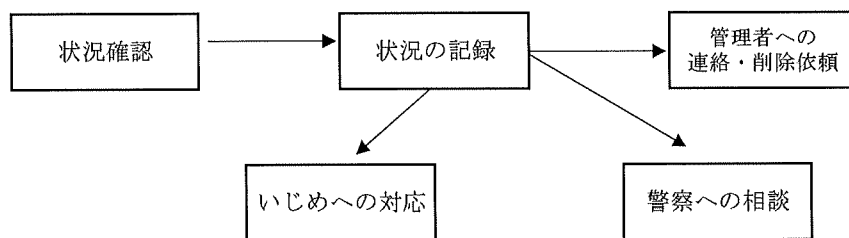
③ネットトラブル防止講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県私学振興・青少年課に報告するとともに、私学振興・青少年課が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)

いじめ認知

【重大事態を含む】

※事実を時系列で記録に残す

生徒指導部長(主任)



教頭



校長

いじめ対策委員会

◎構成員

校長、教頭、生徒指導部長(主任)、コース部長(主任)
学年長、養護教諭(看護科)、スクールカウンセラー、
教務主任、関係教諭

◎いじめ認知報告

◎調査方針・方法等の決定

* 目的、優先順位、担当者・期日等

職員会議
※情報共有

保護者

※複数で対応



調査・事実関係の把握



私学振興・青少年課

◎指導方針の決定、指導体制の確立

* 指導、支援の対象と具体的な手当

- ・特定(被害生徒・保護者)(加害生徒・保護者)
- ・一部(観衆、傍観者) ※懲戒
- ・全体(全校、学年、コース、クラス)

いじめ解決への指導・支援
継続指導・経過観察

◎事態収束の判断

* 被害生徒がいじめの解消を自覚し、
関係生徒との関係が良好となっている。

関係機関
・ 私学振興・青少年課
・ 警察
・ 福祉関係
・ 医療機関
[指導・支援]

対応継続

日常の指導体制の充実

収束

継続

※いじめは解消したが継続した指導が必要

資料3 いじめ防止のための年間計画表

	いじめ防止 対策委員会	職員会議 研修 (生徒指導)	学校行事 (教務) (PTA係)	コース (部長・主任)	LHR (担任)	生徒会活動 (特活主任)	保護者連携 広報 (教務) (PTA係)	カウンセリング (SC) (生徒指導)
4月	対策委員会 設立 基本方針制定	基本方針確認		コース集会 対面式	教育合宿 親睦遠足 面談週間	教育合宿 挨拶運動		教育相談活動
5月			PTA総会	体育祭の際の コース別指導		体育祭	PTA総会	教育相談活動
6月		コース別研修会	ネットモラル 講演会 授業公開週間	コース集会	人権学習		いじめに関する アンケート実施 ↓ 分析	
7月	1学期末 現状報告	いじめに関する アンケート報告	終業式	コース集会		ボランティア清掃 クラスマッチ	学期末PTA (三者面談)	教育相談活動
8月		生徒指導研修						教育相談活動
9月			始業式	コース集会	人権学習 個人面談			教育相談活動
10月		インターネットに よるいじめに関す る研修	中高連絡会					教育相談活動
11月							いじめに関する アンケート実施 ↓ 分析	
12月	2学期末 現状報告		終業式	コース集会		ボランティア清掃 クラスマッチ		教育相談活動
1月			始業式					教育相談活動
2月				学年集会	人権学習 個人面談			教育相談活動
3月	年度末報告		終業式	コース集会		クラスマッチ		教育相談活動

資料4

1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りに物が散乱している。 決められた座席と異なる座席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間帯	弁当にいたずらをされる。 昼食を自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片づけをしている。

2. いじめている生徒のサイン

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

資料5

1. 教室でのサイン

サ イ ン
<p>嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。</p>
<p>壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p>

2. 家庭でのサイン

サ イ ン
<p>学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p>
<p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。</p>
<p>学習時間が減る。 成績が下がる。</p>
<p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きをされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。</p>

◇参考文献 : 野島忠夫「高等学校における学校いじめ防止基本方針」